

副本

令和7年（行コ）第88号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求、地方自治法に基づく住民訴訟、共同訴訟参加申出控訴事件

控訴人 [REDACTED] 外10名

被控訴人 千代田区長 外1名

答 弁 書

令和7年8月6日

東京高等裁判所第22民事部二い係 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部（送達場所）

電話03（5210）9860

FAX03（5210）9711

被控訴人ら訴訟代理人

片岡由紀 

同指定代理人

阿部孝敬 

同

松田卓也 

同

須貝誠一 

同

鈴木亮 

同

樋口清治 

同

佐藤久美子 

同

高木裕平 

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する
  - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 控訴理由書に対する反論

控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。なお、略語等は、原判決の例による。

### 1 控訴理由書第2の1(1)について

(1) 控訴人らは、大要、本件工事区間においては、本件街路樹が現在の場所にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができず、甲C87の1の意見書は、自転車走行空間の整備という本件通りの整備工事の目的に反するとした原判決の認定判断について、本件整備構想(乙3)3頁記載の「課題」が本件工事の目的であって、自転車走行空間と歩行者通行空間を区別しなければいけないものではないとして、I期区間にもこれら両空間が区分されていない(控訴理由書4頁2行目の「区分されている」は誤記と史料する。)場所が存在するという厳然たる事実に対し、これら両空間を分けて確保することを前提として判断した原判決は誤りである旨主張する。

(2) しかし、何故、「課題」そのものが本件工事の目的になるというのか、その趣旨は判然としないが、本件整備構想や賑わいガイドライン等の本件の関係証拠から、原判決が正当に認定判断したとおり、控訴人らが摘示する「課題」を解決するために、歩道とは区別して自転車走行区間を整備することが、(本件工事を含む)本件通りの整備工事の目的であるから、そもそも、控訴人らの上記主張はその前提に誤りがある。

また、控訴人らという自転車走行空間と歩行者通行空間が区分されていない場所というのは、横断歩道の前後の部分(甲C92の写真③

及び④) であるところ、これは、横断歩道部分まで両空間を明確に区分した場合、横断歩道を渡ろうとする歩行者が自転車走行空間を横切る際に、走行してくる自転車と衝突することにもなりかねないことから、横断歩道部分には自転車走行空間を設けない（自転車は徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止し、又は降車する）ことにより安全性を確保するようとの、警視庁の指摘（乙70）を受けたことによるものである。

もとより、歩行者及び自転車の安全を確保するために、横断歩道部分で自転車走行空間を区分して設けていないからといって、本件工事区間における自転車走行空間の整備自体が不要となるものでないことは、本件通りの整備工事の目的からして明らかである。

- (3) したがって、原判決の上記認定判断は、事実と反するものではないし、何らの誤りもない。

## 2 控訴理由書第2の1(2)について

- (1) 控訴人らは、印出井部長の10か年にわたって議論し共通理解が図られている旨の答弁は、文脈上、本件通りの整備全般についての説明であることが明らかであり、本件協議会を中心として約10年にわたり様々な議論が続けられてきたとした原判決の認定判断について、本件工事には本件街路樹の伐採が必須であるとの前提に立っているのであれば、上記答弁は本件街路樹の伐採について述べたものであり、また、上記答弁の「10年」にわたる期間、本件協議会の議事録は公開されず、秘密裏に行われてきたから、上記答弁は虚偽の説明である旨主張する。
- (2) しかし、印出井部長の上記答弁は、本件通りの「車道、歩道、自転車道のそれぞれの安定性を重視した機能更新」（甲A2の6頁）や、「沿道住民の…声を沿道整備に反映させていく」（同20頁）ことに関する

委員からの質問に対して答えたものであることが明らかである以上、当然、本件通りの整備全般についての答弁としか解されない。

また、本件協議会は、沿道の町会及び商店会の代表者等、その地域を代表する者をもって構成されているのであり、本件協議会における協議の内容は、これら構成員を通じて自ずと各町会、商店街振興組合などにおいて、地域の人々に適宜適切に共有されるのである。ましてや、協議の内容について口外することが禁じられていたわけでもないから、本件協議会が秘密裏に行われてきたという事実はない。

- (3) したがって、原判決の上記認定判断は正当であり、印出井部長の答弁を虚偽の説明ということはできない。

### 3 控訴理由書第2の1(3)について

- (1) 控訴人らは、千代田区が守る会の会員等との間で、令和4年1月28日、同年3月10日及び同年4月9日の3回にわたり意見交換を実施するなどして意見の対立の解消を図っており、「対立とならないような形で進めていきたい」との千代田区担当者の説明が虚偽とは認められないとした原判決の認定判断との関係で、令和4年4月25日及び令和6年2月の住民からの陳情書や要望書に、被控訴人（千代田区長）は何ら応答していないと主張する。

- (2) しかし、控訴人らが挙げる令和4年4月25日の陳情書（甲C57の1）及び令和6年2月の陳情書（甲C58の2）は、千代田区議会議長あてに提出された千代田区議会に対する陳情書であり、被控訴人千代田区長に対するものではないから、被控訴人千代田区長において対応すべきものではないし、実際にも対応できるものではない。

また、令和6年2月の要望書（甲C58の1）については、上記の3回にわたる意見交換を経ても、本件協議会と守る会との間で、本件工事区間の街路樹の取扱いに関する双方の意見の一致点を見出すこと

ができず、千代田区において、このままであれば、意見の対立を深め地域に亀裂を生じさせることにもなりかねないとの認識に至ったため、本件工事の一時中止を解除する旨通知をした（乙50）令和4年4月11日以降に提出されたものであり、被控訴人千代田区長は、上記経緯を踏まえて要望には応じ難いと判断し、元々対応を義務付けられてはいないことから、応答を控えたものである。

- (3) したがって、控訴人らが挙げる陳情書や要望書に、被控訴人千代田区長が応答しなかったことには相応の理由があるから、控訴人らの非難は当たらない。

#### 4 控訴理由書第2の1(4)について

- (1) 控訴人らは、原判決は令和2年12月25日の区議会企画総務委員会の資料（甲A21）の記載は同委員会の審議、ひいては本件議決の有効性を左右しないと認定判断したが、同資料は各専門家の意見を極めて短い文章に要約したものであり、各要約が各専門家の意見に合致しているかを確認していないとして、これを配布することは極めて恣意的であると主張する。
- (2) しかし、限られた時間で多くの議題を審議する千代田区議会の各委員会に提出する資料については、要領を得た簡要な資料作成を旨とすることから、各専門家の意見の趣旨そのものを変えたり、省いたりしてしまうことはないようにしつつ、それら意見の要旨を適宜記載して、各委員にとって理解しやすい資料を作成することは、不合理なことではない。

上記資料は、このような趣旨から作成したものであり、本件街路樹について、各専門家による保存すべきとする意見も、また、更新すべきとする意見も等しくその要旨を記載した上で、その記載については、口頭による説明もしている（乙32の2頁）。

(3) したがって、かかる資料を作成し委員に配付することは、極めて恣意的であるなどという評価を受けるものではない。

5 控訴理由書第2の2について

(1) 控訴人らは、本件工事において本件街路樹32本のうち移植可能と判断された2本は別の場所に移植され、その余の30本中22本はそもそも健全ではなかったことを考慮すれば、本件街路樹を可能な範囲で有効に活用したといえるとした原判決の認定判断について、上記移植可能の判断は、移植の適性に関する診断であり、この診断で「健全」ではないから伐採が必要というものではないとして、原判決は移植適性の結果の取扱いを誤っていると主張する。

(2) しかし、本件街路樹の移植適性度診断は、本件街路樹が現在の場所にあると、本件工事区間における歩道及び自転車走行空間の整備ができないことから、可能な範囲で本件街路樹の有効活用を図ろうと、各樹木についてその移植の可否を判定したものである。

すなわち、本件街路樹のうち診断委託時に現存した31本の健全度診断においては、9本が「健全」、22本が「注意すべき被害がみられる」、「著しい被害がみられる」、「不健全」と判定され（甲A24、甲B16）、さらに、この31本のうち1本（「健全」と判定された9本のうちの1本）が、移植適性度診断において「移植可能」と判定されたのである（乙34）。そして、この「移植可能」と判定された1本と、上記診断の委託後に新植され千代田区において移植可能と判断した1本が、本件街路樹32本のうち移植可能と判断され別の場所に移植された2本に当たる。

原判決は、本件街路樹を撤去しなければ歩道及び自転車走行空間の整備ができないことを前提に、このように移植可能と判断された2本の移植について、本件街路樹を可能な範囲で有効に活用していると判

断したものであるから、かかる原判決の認定判断に何ら誤りはない。

- (3) 控訴人らの上記主張の趣旨は必ずしも判然としないが、本件街路樹の移植適性度診断の結果と、その伐採の要否とを混同したものと解される。

#### 6 控訴理由書第4について

- (1) 控訴人らは、賑わいガイドラインには「豊かに育った既存の街路樹を活用する」と記載されており、既存の街路樹の当該地域におけるブランドやイメージの創出、ひいては地元の商業活動活性化に寄与するという経済的価値の維持・保全を図ることが重要視されているとして、街路樹の整備はすなわち街路樹が有する経済的価値の維持・保全を意味するから、本件街路樹の伐採は財産管理行為である旨主張する。
- (2) しかし、控訴人らが摘示する賑わいガイドラインの記載（甲B2の12頁）から、控訴人らがいう街路樹のブランドやイメージの創出、地元の商業活動活性化に寄与するという経済的価値の維持・保全を図ることが重要視されていることを読み取るのは困難である。
- (3) 道路附属物（道路法2条2項2号）たる本件街路樹の整備は、本件通りの整備工事の一環として行う、道路管理行政の見地からする道路行政担当者としての行為なのであり、これが、本件街路樹の経済的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に当たるものでないことは、原判決が認定判断したとおりである。

#### 7 小括

以上のとおりであるから、控訴人らの主張には、いずれも理由がない。

- 第3 上記のほか、被控訴人らの主張及び立証は、原審における口頭弁論の結果のとおりであるから、これを援用する。

原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却さ

れるべきである。

附 属 書 類

1 乙第70号証

1 通